

発議第2号

議員倫理特別委員会の設置について

那須烏山市議会委員会設置及び運営条例（平成17年10月那須烏山市条例第166号）第8条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

令和6年12月6日提出

提出者 那須烏山市議会議員 矢板清枝

賛成者 那須烏山市議会議員 滝口貴史

- 1 委員会の名称 議員倫理特別委員会
- 2 設置の目的 議員倫理に関する調査研究のため
- 3 設置の期間 設置の日から調査終了の日まで
- 4 委員の定数 5名